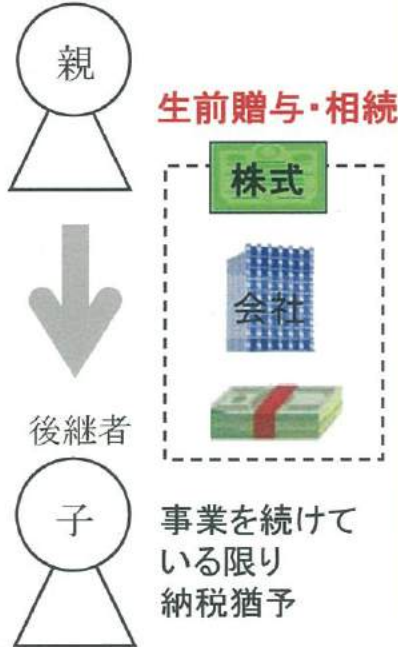


事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)
の経営者



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象

猶予割合80%

承継後5年間平均8割の
雇用維持が必要

経営者が保有する
全株式が対象

猶予割合100%

雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。(⇒次頁)

承継パターンの拡大

- ・複数人→1人への承継
1人→最大3人への承継
についても
事業承継税制の対象とする
(⇒3頁)
- ・親族外の後継者について
相続時精算課税の対象とする

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

- ・経営者が作成
- ・後継者指名や経営見通し等
- ・金融機関その他の認定支援
機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて
本頁の特例が適用される

経営環境変化に対応した贈与税・相続税の減免制度について

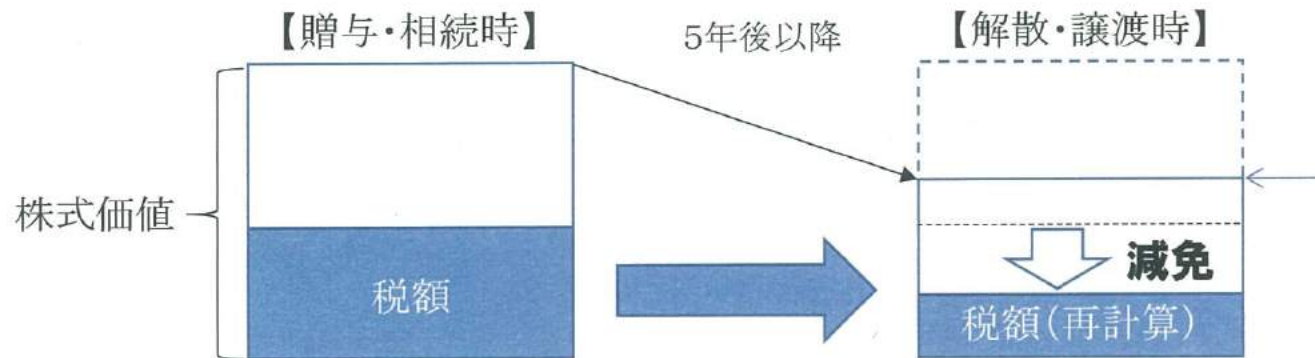
現行＝会社を譲渡（M&Aなど）・解散した場合には、贈与税・相続税を全額納付。

新制度（案）＝

会社を譲渡（M&Aなど）・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

→ 贈与税・相続税負担に対する将来懸念を軽減。

（会社の一部の事業譲渡、
吸収合併の場合にも適用）



過去3年間のうち2年赤字など(注1)

又は

経営を継続しない特段の理由(譲渡・合併のみ)

・ 解散時の相続税評価額

又は実際の売却価格(相続税評価額の5割が
下限)(注2)

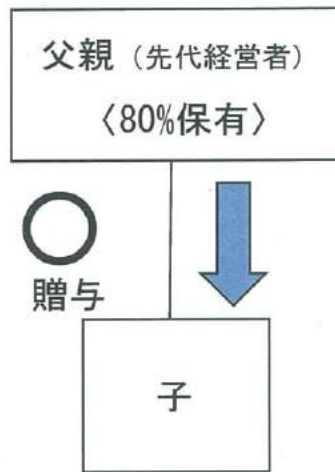
・ 過去5年間の配当や過大給与は税額に加算

(注1)その他、過去3年間のうち2年売上減、有利子負債 \geq 売上の6か月分以上、類似業種の上場企業株価が前年度から減少のいずれかでも認める。

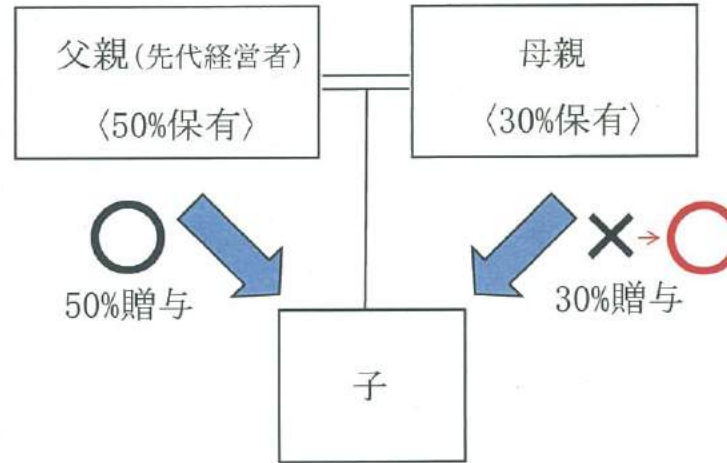
(注2)実際の売却価格が5割未満の場合、一旦5割分までを免除し、2年後、譲渡した事業が継続され雇用が半数以上維持されている場合には、残額を減免。

事業承継税制の適用対象者の拡大

(現行制度の原則)



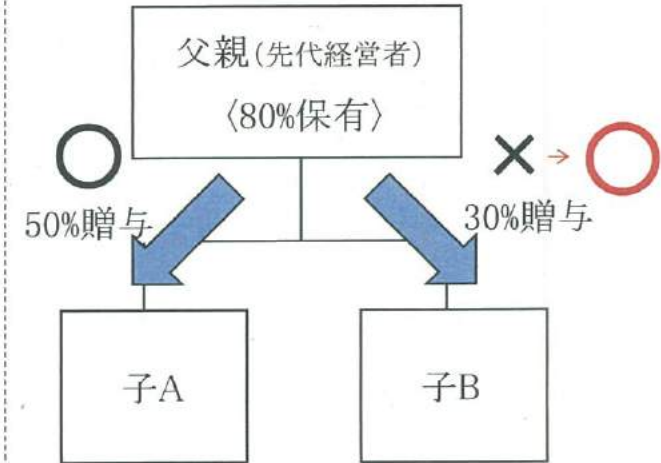
(複数人からの承継)



複数人から後継者への承継も適用対象とする。

(時間差がある場合でも、後継者への贈与・相続があり納税猶予が始まってから5年以内に行った贈与・相続についても適用対象)

(複数人への承継)

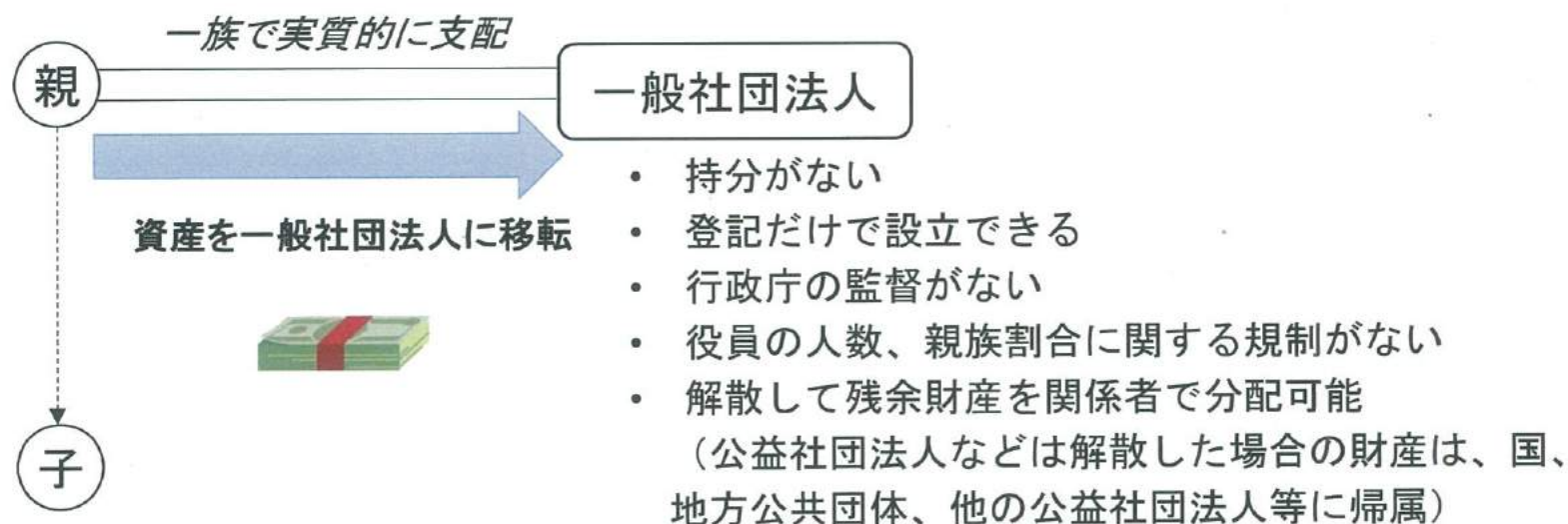


複数名 (最大3名) への承継も適用対象とする。

- ・ 最大3名の各人が、同族過半、同族内で3位以上、代表者であること。
- ・ 特例期間中 (施行後10年間) の措置。

一般社団法人に財産を移転した場合の相続税・贈与税について（現状）

- 平成20年の公益法人制度改革に伴い、一般社団法人が登記だけで設立できることとなった。
 - 一般社団法人には持分が存在しない。そのため、一族で実質的に支配する一般社団法人に財産を移転した後、役員の交代による支配権の移転を通じて子や孫にその財産を代々承継させた場合でも、相続税は課税されないことになる。
- ※ 一般財団法人についても同様である。



(主な報道)

- 争族・税金問題を解決する社団法人“プチカンパニー”(平成25年11月9日 週刊ダイヤモンド)
- 『法人成り』加熱(平成27年6月4日 日本経済新聞朝刊)
「所得税負担が重い自営業者や、相続税対策を考える高齢者が節税策として社団法人を次々に立ち上げている」

一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し（案）

<現行>

- ・ 個人から一般社団法人等への贈与について、親族が役員のうち3分の1超などの要件を満たせば、一般社団法人等に贈与税（遺贈の場合は相続税）が課税される規定。

→ この規定にかかわらず一般社団法人を利用した租税回避が広がっている現状

<見直し（案）>

- ・ 同族関係者が役員のお半を占めている一般社団法人について、その同族役員のお1人が死亡した場合、当該法人の財産（同族役員の数で等分）を対象に、当該法人に相続税を課税。

（来年4月1日以後の役員死亡に適用。ただし、既存法人については2021年4月1日以後の役員死亡に適用）

※ 現行規定の明確化

- ・ 個人から一般社団法人への贈与時の課税について、現行制度は規定ぶりが不明確との指摘もあり、親族が役員のうち3分の1超などの要件のいずれかを満たせば一般社団法人に贈与税・相続税が課税されるとの規定の明確化を行う。

※ 上記の見直し（案）について

- ・ 上記の同族役員については、死亡前5年間に退任した者も含む。
- ・ 個人から法人への贈与時に課税した贈与税・相続税については、上記の相続税から税額控除。
- ・ 上記の見直しは、一般財団法人についても同様とする

